

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【公開番号】特開2017-18252(P2017-18252A)

【公開日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2015-137789(P2015-137789)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月27日(2018.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技が行われる遊技領域と、

正面視において該遊技領域の下方で前方へ膨出し、所定の内部空間が形成された膨出部と、

前記膨出部の上面側に設けられ、前記遊技領域で遊技を行うための遊技媒体が貯留される上皿と、

前記内部空間に収容され、遊技者が操作可能な操作装置と、

所定高さの周壁を有し、前記上皿から遊技媒体が流入可能な下皿とを備え、

前記膨出部における前記内部空間と左右方向に並設される空間に、前記下皿が設けられ、

前記下皿は、遊技者が遊技媒体を前方から取り出せる領域となる第1下皿部と、前記第1下皿部から前記内部空間内の前記操作装置側に窪むように前記第1下皿部と一体的に設けられた第2下皿部と、を有するものであり、

さらに、前記下皿には、所定の供給口を介して遊技媒体が供給され、

前記供給口は、前記下皿の左右幅の中心よりも前記第2下皿部側にずれて設けられ、

さらに、前記第1下皿部と前記第2下皿部は、遊技媒体貯留領域の面積が異なるものである

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

所定の遊技が行われる遊技領域と、

正面視において該遊技領域の下方で前方へ膨出し、所定の内部空間が形成された膨出部と、

前記膨出部の上面側に設けられ、前記遊技領域で遊技を行うための遊技媒体が貯留される上皿と、

前記内部空間に収容され、所定の演出効果を奏する演出装置と、

所定高さの周壁を有し、前記上皿から遊技媒体が流入可能な下皿とを備え、

前記膨出部における前記内部空間と左右方向に並設される空間に、前記下皿が設けられ、

前記下皿は、遊技者が遊技媒体を前方から取り出せる領域となる第1下皿部と、前記第1下皿部から前記内部空間内の前記演出装置側に窪むように前記第1下皿部と一体的に設けられた第2下皿部と、を有するものであり、

さらに、前記下皿には、所定の供給口を介して遊技媒体が供給され、

前記供給口は、前記下皿の左右幅の中心よりも前記第2下皿部側にずれて設けられ、

さらに、前記第1下皿部と前記第2下皿部は、遊技媒体貯留領域の面積が異なるものである

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来の遊技機として、正面視における遊技領域の下方に、遊技領域内に打込むための遊技媒体が貯留される上皿と、上皿の下側に配置され上皿から溢れた遊技媒体が貯留される下皿とを備えているものが一般である（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、従来の遊技機では、遊技者に対する訴求力が低かった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【特許文献1】特開2009-28390号公報

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技者に対する訴求力の高い遊技機の提供を課

題とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、

所定の遊技が行われる遊技領域と、

正面視において該遊技領域の下方で前方へ膨出し、所定の内部空間が形成された膨出部と、

前記膨出部の上面側に設けられ、前記遊技領域で遊技を行うための遊技媒体が貯留される上皿と、

前記内部空間に収容され、遊技者が操作可能な操作装置と、

所定高さの周壁を有し、前記上皿から遊技媒体が流入可能な下皿とを備え、

前記膨出部における前記内部空間と左右方向に並設される空間に、前記下皿が設けられ、

前記下皿は、遊技者が遊技媒体を前方から取り出せる領域となる第1下皿部と、前記第1下皿部から前記内部空間内の前記操作装置側に窪むように前記第1下皿部と一体的に設けられた第2下皿部と、を有するものであり、

さらに、前記下皿には、所定の供給口を介して遊技媒体が供給され、

前記供給口は、前記下皿の左右幅の中心よりも前記第2下皿部側にずれて設けられ、

さらに、前記第1下皿部と前記第2下皿部は、遊技媒体貯留領域の面積が異なるものであることを特徴とする。

また、所定の遊技が行われる遊技領域と、

正面視において該遊技領域の下方で前方へ膨出し、所定の内部空間が形成された膨出部と、

前記膨出部の上面側に設けられ、前記遊技領域で遊技を行うための遊技媒体が貯留される上皿と、

前記内部空間に収容され、所定の演出効果を奏する演出装置と、

所定高さの周壁を有し、前記上皿から遊技媒体が流入可能な下皿とを備え、

前記膨出部における前記内部空間と左右方向に並設される空間に、前記下皿が設けられ、

前記下皿は、遊技者が遊技媒体を前方から取り出せる領域となる第1下皿部と、前記第1下皿部から前記内部空間内の前記演出装置側に窪むように前記第1下皿部と一体的に設けられた第2下皿部と、を有するものであり、

さらに、前記下皿には、所定の供給口を介して遊技媒体が供給され、

前記供給口は、前記下皿の左右幅の中心よりも前記第2下皿部側にずれて設けられ、

さらに、前記第1下皿部と前記第2下皿部は、遊技媒体貯留領域の面積が異なるものであることを特徴とする。

また、本発明とは異なる別発明の手段を以下に示す。

手段1：遊技機において、

「所定の装飾が形成されている可動装飾部と、

該可動装飾部を可動させる駆動源と、

該駆動源により可動させられ、前記可動装飾部とは別体に形成されていると共に、可動により風を発生させて前記駆動源からの熱を排出させる送風部と、

透明な部位を通して前記可動装飾部を前方から視認可能に覆っている前カバー部と、前記送風部の後側を覆っており、複数の換気口が貫通している後カバー部とを具備している」ものであることを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0090

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0090】

このように、本発明によれば、訴求力の高い遊技機を提供することができる。